

且つ之を蘇らざりたるは資本及び階級の圧迫に降伏追隨一なるものとし、本大会は深刻なる法意識の下に弾劾するものである。后や連界の恐慌と満洲の強を中心とする異常なる回防関係の之中に在り、資本と新経済は、正に政府の深淵に陥んでゐる。本大会は労働組合の利益は労働者の団結組織を法認し、其生活の権益と向上を期せしめるものあると共に産業界上に於ける合理的挙動の基礎を打ち立てるものと認め、之を真に我國民経済の破局を好回し、将来の発展を期する根本条件とする事を新平として主張する。故に政府が一片の國家の良心の有する方ならば、未然に資本家団体の利益

的行動を排し、速かに理想的労働組合を制定す。  
右決議す。

昭和六年十月十七日 日本労働組合連合会 第四大会

一 工場法及労働法改正運用に關する内務省協同防務委員会報告

(要約) 内務省に對する本會に面会を求めしる事大體翌日  
出張中に出張小山参事官と面接防務協同会を  
得要領、(一) 社会局に行きとる事、(二) 社会局に到り、  
官事務局長、(三) 社会局の事務官等四人と意見  
意見を交換したる事、(四) 諸君の意見は、  
直上改正案は、(五) 改正案は、(六) 改正案は、  
慮し、(七) 改正案は、(八) 改正案は、